

令和6年度決算に係る
財政的援助団体等監査結果報告書

令和8年1月

鳥取県監査委員

第 1 0 0 号

令和 8 年 1 月 28 日

鳥取県議会議長 福田俊史 様

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹 様

鳥取県監査委員 高務 裕子

鳥取県監査委員 牧田宗大

鳥取県監査委員 山根 こころ

鳥取県監査委員 伊藤 保

財政的援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和6年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第1 監査結果報告

1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の範囲及び目的	1
(3) 監査の実施方法	1
(4) 監査実施団体の数	2
(5) 監査実施期間	2
(6) 監査の執行者	2
2 監査の実施状況	3
(1) 概要	3
(2) 助言	3
(3) 指摘事項及び注意事項	3
(4) 実施団体別の状況	4
ア 輝く鳥取創造本部所管団体	4
イ 地域社会振興部所管団体	4
ウ 福祉保健部所管団体	5
エ 生活環境部所管団体	5
オ 商工労働部所管団体	6
カ 農林水産部所管団体	6

第2 監査意見

1 実行委員会の会計事務のチェック体制の整備について	7
2 大山青年の家の利用について	7
(参考1) 令和6年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要	8
(参考2) 監査処置基準等について	10
(参考3) 指摘事項の概要について	11
(参考4) 令和6年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧	12

第1 監査結果報告

1 監査の概要

鳥取県監査基準(令和2年鳥取県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。)に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱(令和2年2月18日監査委員決定。以下「実施要綱」という。)に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等監査

(2) 監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えていたる団体(以下「補助金等交付団体」という。)、出資している団体(以下「出資団体」という。)、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体(以下「指定管理者」という。)の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを確認することを目的として実施した。

(3) 監査の実施方法

財政的援助団体等監査は、実施要綱第5章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

ア 事務監査

監査資料を基にして実地監査を行った。

イ 本監査

監査資料を基にして実地監査を行った。ただし、書面監査により実施することとしている監査対象団体の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

(4) 監査実施団体の数

区分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出資団体	31[31]	7[10]	4[5]	3[5]
指定管理者	17[14]	3[9]	3[8]	0[1]
補助金等交付団体	232[244]	3[11]	1[0]	2[11]
合計	280[289]	13[30]	8[13]	5[17]

(注) 1 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

2 表中の[]は前年度

(参考) 監査実施団体選定方針

出資団体	県が、資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体について監査対象とし、原則として5年に1回実施。 ただし、指定管理者となっている団体については、3年に1回実施。
指定管理者	県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体について監査対象とし、原則として3年に1回実施。
補助金等 交付団体	県が、補助金等を500万円以上交付している団体について監査対象とし、その中から抽出して実施。

(注) 「補助金等」とは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をいう。

(5) 監査実施期間

事務監査：令和7年3月24日から同年10月24日まで

本監査：令和7年3月28日から同年12月2日まで

(6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 高務裕子

同 牧田宗大

同 山根こころ

同 川部洋（令和7年6月30日まで）

同 伊藤保（令和7年7月1日から）

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員山根こころは、一般財団法人鳥取県観光事業団、青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズ及びとっとり花回廊・地域活性化コンソーシアムについて監査を行っていない。

2 監査の実施状況

(1) 概 要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものは**注意事項**とした。

(2) 勧 告

今回、監査を行った結果、勧告事項に該当するものは認められなかった。

(3) 指摘事項及び注意事項

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、別途文書により今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知した。

なお、指摘事項の内容は、(4)の実施団体別の状況に記載している。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 予算事務

予算補正の未実施

イ 支出事務

前金払の未精算

ウ 契約事務

予定価格の未決定その他の契約事務手続の不適正

エ 補助金等の執行に関する事務

交付申請書の未受理その他の補助金等に係る事務手続の不適正

オ 財産管理事務

物品購入手続の誤りその他の財産管理事務手続の不適正

カ その他の事務

賞与引当金の未計上その他の事務手続の不適正

(4) 実施団体別の状況

ア 輝く鳥取創造本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
一般財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・夢みなとタワー	令和7年10月27日	指定管理	138,266,000円
		補助金等	278,252円

備考 (イからカまで同内容のため、以後の記載は省略する。)

- 1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。
なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。
- 2 指定管理施設名に（指名）と記載しているのは、指名指定である。
- 3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。
- 4 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。
- 5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が令和6年度に支出した補助金等（貸付金を除く。）及び県からの貸付金の令和6年度末の残高の合計額である。
- 6 財政的援助等の概要の欄の指定管理の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて令和6年度に支出した指定管理料である。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽微な注意すべき事項があった。

イ 地域社会振興部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕 ・むきばんだ史跡公園 ・大山青年の家	令和7年11月6日	出資金額	100,000円
		出資比率	100.0%
青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズ 〔指定管理施設〕 ・青谷かみじち史跡公園	令和7年10月21日	指定管理	146,250,000円
			(98,268,000円)
アート・オブ・ザ・リアル展実行委員会	令和7年10月29日	補助金等	46,050,200円
			(47,982,000円)
ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会	令和7年3月28日 (書面監査)	補助金等	488,674,693円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽微な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 青谷かみじち史跡公園に設置した急速充電器について、とつとり弥生の王国推進課は作動状況や保証期間を十分に確認することなく指定管理者に管理を引き継ぎ、また、青谷かみじち史跡公園（R 6.3.1から移管）は、故障発覚時に保証期間の確認を怠ったため、メーカーの無償保証を受けることができなかった。

(青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズ：所管課 文化財局
とつとり弥生の王国推進課、青谷かみじち史跡公園)

ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク	令和7年11月5日 (書面監査)	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.3%
		補助金等	15,523,000円
手話パフォーマンス甲子園実行委員会	令和7年11月5日 (書面監査)	補助金等	38,859,102円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽微な注意すべき事項があった。

エ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 〔指定管理施設〕 ・天神川流域下水道(指名)	令和7年7月8日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	513,914,442円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

才 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実 施 日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県産業振興機構 〔指定管理施設〕 ・とっとりバイオフロンティア（指名）	令和7年12月2日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		指定管理	62,044,638円
		補助金等	398,455,958円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

力 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実 施 日	財政的援助等の概要	
一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	令和7年10月28日 (書面監査)	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0%
		補助金等	4,218,257円
公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金	令和7年9月11日 (書面監査)	出資金額	275,000,000円
		出資比率	47.3%
		補助金等	352,000円
公益財団法人鳥取県栽培漁業協会	令和7年10月21日	出資金額	218,000,000円
		出資比率	85.8%
		補助金等	20,208,000円
とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム 〔指定管理施設〕 ・とっとり花回廊	令和7年10月27日	指定管理	494,380,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽微な注意すべき事項があった。

第2 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の2項目について、監査委員の意見として提出する。

1 実行委員会の会計事務のチェック体制の整備について

監査対象：アート・オブ・ザ・リアル展実行委員会（補助金等）

鳥取県立美術館は、県内外の9社がSPC（注）を設立して管理運営を行っており、開館記念展と位置付けた「アート・オブ・ザ・リアル展」は、SPC、SPC構成団体2社による共同事業体、県内メディア1社及び県の4者で構成する実行委員会により開催された。

県は、SPCに対する美術館の管理運営対価に加えて、実行委員会に対しても、約4,600万円の負担金を支出しているところであり、実行委員会には、多額の公費活用という点において、県民に対する丁寧な説明が求められる。

当該実行委員会については、監事が事務局や業務の再委託先と同一主体となっており、また、実行委員会の決裁・会計規程等が整備されていないなど、チェック体制の強化が必要であると考える。

については、県は、県費を拠出する実行委員会に対して、決裁・会計規程の整備やチェック体制の確立など、会計処理に係る内部統制の徹底を求められたい。

（注）SPC：「Special Purpose Company」の略。特別目的会社。

2 大山青年の家の利用について

監査対象：公益財団法人鳥取県教育文化財団（出資、指定管理者）

大山青年の家は、集団宿泊活動・自然体験活動を通じて、青少年の健全な育成を図り、また、幅広い年代層に対して生涯学習実践の場としての役割を果たすことを目的として設立された施設である。

近年の利用状況をみると、宿泊利用が減少しており、特に中学校の宿泊利用が令和元年度比 約9割減と大幅に減少している。

一方で、財団等の積極的な広報により、放課後等デイサービスや家族など少人数単位の利用は増加している。

幅広い層の利用拡大にも引き続き努めつつ、集団宿泊活動・自然体験活動を通じて青少年の健全な育成を図るという施設の設置目的に鑑み、中学校の宿泊又は日帰り利用を増やしていくこともまた重要である。

さらに、指導員として教員が青少年の集団活動の指導を経験することは、指導力向上に資すると考える。

については、県は、青少年の集団宿泊活動・自然体験活動の意義を改めて中学校の教育現場と共有するとともに、現状の課題を把握し、施設利用の促進方策を検討されたい。

(参考 1)

令和 6 年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

監査の結果、9団体において、是正や注意喚起が必要な文書処置事項が22件確認されました。その内訳は、指摘事項が1件、注意事項が21件となっています。

県から指定管理者に財産管理を引き継ぐ際の不適正を指摘事項としているほか、指定管理協定書に定める書類の未作成等を注意事項としており、指定管理に関連する不適正事項が複数確認されています。

1 処置の件数

(単位:件、(団体))

決算年度	監査実施 団体数	勧 告	指 摘	注 意	合 計
令和 6 年度	1 3	0 (0)	1 (1)	2 1 (9)	2 2 (9)
令和 5 年度	3 0	0 (0)	9 (8)	7 2 (1 9)	8 1 (1 9)
令和 4 年度	2 6	0 (0)	4 (4)	1 9 (1 2)	2 3 (1 3)
令和 3 年度	7	0 (0)	1 0 (2)	2 (2)	1 2 (2)
令和 2 年度	9	0 (0)	1 (1)	2 3 (6)	2 4 (6)

(注) 合計欄の団体数は実団体数であり、重複により各区分の合計と一致しない。

2 処置の事項別内訳

(単位:件)

区 分	令和 6 年度決算			令和 5 年度決算			令和 4 年度決算		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	1	1	0	1	1	0	0	0
収 入	0	0	0	0	7	7	0	0	0
支 出	0	1	1	2	3	5	3	0	3
契 約	0	1 2	1 2	6	4 2	4 8	0	1 2	1 2
補 助 金	0	3	3	0	4	4	0	4	4
工 事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 産	1	2	3	1	6	7	1	0	1
その他の	0	2	2	0	9	9	0	3	3
合 計	1	2 1	2 2	9	7 2	8 1	4	1 9	2 3

3 指摘事項の内容

区分	件数	内 容
財産	1	財産管理引継の不適正
合計	1	

4 注意事項の内容

区分	件数	内 容
予算	1	予算補正の未実施
支出	1	前金払の未精算
契約	12	予定価格の未決定等 [2]、契約変更手続の不適正 [1]、契約書の内容不備 [1]、協定書添付資料の未添付 [1]、契約書に定める事務の未実施 [1]、協定書に定める書類の未作成等 [6]
補助金	3	交付申請書の未受理、実績報告書受理の遅延、実績報告書の誤り
財産	2	物品購入手続の誤り、郵券類受払簿の記載誤り
その他	2	賞与引当金の未計上、決裁権限のない者による会計事務の決裁
合計	21	

(参考2)

監査処置基準等について

1 財政的援助団体等監査における監査処置基準等について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置（勧告・指摘・注意）は、鳥取県監査実施要綱（下記2）により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、監査処置基準の運用指針（下記3）により行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
- なお、処置は、前回の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査実施要綱（抜粋）

別表第3（第5条関係）

監査処置基準

処置区分	処置の事案	処置の内容
勧 告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指 摘	1 法令に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの のうち、文書により是正を求めることが適當と認められるもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書では正を求める又は注意を喚起する

- 備考1 上記の処置区分による処置が適當でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。
2 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、県の所管部局長に対して団体に改善を促すよう通知するとともに、団体の長に対して適切に対処するよう通知することとしている。

3 監査処置基準の運用指針（要旨）

区 分	項 目	指摘の具体的基準
7 財 産	その他	その他財産事務に関し適正でないもののうち、重大なもの

(参考3)

指摘事項の概要について

○ 財産事務（1件）

内	容
○ 財産の管理について	
・監査実施団体名：青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズ	
・財政支援の種別：指定管理者	
・所 管 課：地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課、 青谷かみじち史跡公園	
<p>青谷かみじち史跡公園に設置した急速充電器について、とっとり弥生の王国推進課は作動状況や保証期間を十分に確認することなく指定管理者に管理を引き継ぎ、また、青谷かみじち史跡公園（R 6.3.1から移管）は、故障発覚時に保証期間の確認を怠ったため、メーカーの無償保証を受けることができなかった。</p>	
・概 要：当該充電器については、指定管理業務を開始したR 6.3.1から指定管理者が管理をすることとなったが、当該充電器はR 5.3.28に県が取得後、開園（R 6.3.24）までの約1年間、稼働しておらず、 とっとり弥生の王国推進課は作動状況や保証期間を確認することなく指定管理者に引き継いでいた。	
<p>また、開園直前のR 6.3.21に当該充電器の故障が発覚した際、R 6.3.27までは1年間の無償保証期間であったにもかかわらず、青谷かみじち史跡公園は無償保証期間の確認を怠り、指定管理者に伝えていなかった。</p>	
<p>その結果、指定管理者は、R 6.3.1からの保守契約を締結すれば無料対応できるとメーカーに打診され、契約期間の始期をR 6.3.1に遡って保守契約を締結していた。</p>	
・急速充電器：取 得 日：R 5.3.28 無償保証期間：R 5.3.28～R 6.3.27（取得後1年間）	
・指定管理期間：R 6.3.1～R 11.3.31	
・保守契約：契約の相手方：（株）A 契 約 方 法：随意契約（一者） 契 約 金 額：176,000円 契 約 日：R 6.4.1 契 約 期 間：R 6.3.1～R 7.2.28	
・発 生 の 要 因：県所管課の担当者及び上司の財産管理引継の不適正 ・指摘の考え方：管理が適正でないもののうち、重大なもの	

(参考4)

令和6年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	監査実施団体	財政支援の種別			本監査 実施日	所管部局等	所管課
		出資	指定	補助			
1	公益財団法人鳥取県教育文化財団	○	○		R7.11.6	地域社会振興部、教育委員会	とつとり弥生の王国推進課、社会教育課
2	公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク	○		○	R7.11.5 (書面)	福祉保健部	医療政策課
3	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		R7.7.8	生活環境部	水環境保全課
4	公益財団法人鳥取県産業振興機構	○	○	○	R7.12.2	商工労働部	産業未来創造課
5	一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	○		○	R7.10.28 (書面)	農林水産部	生産振興課
6	公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金	○		○	R7.9.11 (書面)	農林水産部	水産振興課
7	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会	○		○	R7.10.21	農林水産部	水産振興課
8	一般財団法人鳥取県観光事業団		○	○	R7.10.27	輝く鳥取創造本部	観光戦略課
9	青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズ		○		R7.10.21	地域社会振興部	とつとり弥生の王国推進課、青谷かみじち史跡公園
10	とつとり花回廊・地域活性化コンソーシアム		○		R7.10.27	農林水産部	生産振興課
11	アート・オブ・ザ・リアル展実行委員会			○	R7.10.29	地域社会振興部	美術館
12	ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会			○	R7.3.28 (書面)	地域社会振興部	スポーツ課
13	手話パフォーマンス甲子園実行委員会			○	R7.11.5 (書面)	福祉保健部	障がい福祉課

※実施日の欄に日付のみ記載している団体は、本監査について実地監査を行った団体であり、日付とともに
(書面)と記載している団体は、本監査について書面監査を行った団体である。